

○直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例施行規則

(平成 30 年 10 月 15 日規則第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例（平成 30 年直方市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 条例第 6 条の事前協議は、事前協議申出書（様式第 1 号）に別表第 1 に掲げる図書を添付して提出して行うものとする。

(地域住民等説明会の報告)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項による報告は、地域住民等説明会報告書（様式第 2 号）により行うものとする。

(住民等の理解を得られない理由)

第 4 条 条例第 7 条第 4 項の正当な理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民等が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- (2) 地域住民等が手続の実施に協力できない理由を明らかにしないとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

(実施協議)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の実施協議は、別表第 3 に掲げる事項について行い、実施協議申出書（様式第 3 号）正副 2 通に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業確約書（様式第 4 号）
- (2) 別表第 2 に定める図書

2 条例第 8 条第 2 項の変更協議は、実施協議事項変更に伴う協議申出書（様式第 5 号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

(事業内容等の軽微な変更)

第 6 条 条例第 8 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) その他市長が認める軽微な変更

(実施協議終了の通知)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する協議終了の通知は、実施協議終了通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(工事着手等の届出)

第8条 条例第10条第1項に規定する太陽光発電設備設置事業に係る工事の着手、中止、再開又は完了の届出は、工事（着手・中止・再開・完了）届出書（様式第7号）により行うものとする。

(標識の設置)

第9条 条例第11条の標識は、前条に規定する工事着手届出後の工事期間にあつては様式第8号により、工事完了届出後事業期間にあつては様式第9号により設置するものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第10号）によるものとする。

(助言、指導又は勧告)

第11条 条例第13条第1項の助言又は指導は、助言（指導）通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第12号）により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。